

伊木力小学校「いじめ防止基本方針」

【いじめ予防・防止対策委員会】

●目的

本校におけるいじめの予防・防止対策に関する取組を計画的、継続的、組織的に実効性あるものに高めるために設置するものである。

●内容

- (1) いじめの予防・防止の取組や年間計画の作成・実践・検証・改善方策等の検討
- (2) いじめの対応についての取組やその的確性等についての改善方策等の検討
- (3) いじめの報告（通報）・相談等の窓口としての役割
- (4) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報収集と記録、共有を行う
- (5) いじめの問題に組織的に対応するための中核的機能を有する 等

●構成メンバー

全 体 会：校長 教頭 教務主任 生活指導主任 養護教諭 保健主事
特別支援教育コーディネーター

「いじめ対策企画委員会」校長 教頭 生活指導主任(必要に応じてPTA会長等も含む)

※ 緊急を要する場合、「いじめ対策企画委員会」として担任を含めて協議する

【関係機関等との連携】

【PTA・地域との連携】

- いじめの予防・対策にかかる報告・連絡・相談・情報収集等について常に、PTA役員等との連携を緊密にして、いじめの予防、早期発見・早期解決に努める
- 民生委員児童委員、学校関係者評価委員、伊木力っ子支援会議の委員等と連携して、子どもの生活状況に関する情報収集や報告・連絡をもとに、いじめの予防、早期発見・早期解決に努める

【関係機関等との連携】

- いじめが長期化したり、重大な事案に発展するような兆候がある場合など、必要に応じて警察、カウンセラー等の専門家に相談し、いじめの予防・早期解決をめざすようする
- いじめに対する教職員や保護者等を対象に、いじめの理解を深めるために、関係機関から講師を招聘する

【児童会活動】

- 運営委員会による挨拶運動、縦割り活動、集会活動等を充実させる
(12月：人権集会、2月：6年生を送る会等の実施)
- 上記の取組を充実させるために、学級ごとの話合い活動を充実させる。
- 代表委員会による話合い活動
いじめを生まない、許さない、見逃さない学校づくりを目指そうとする気運を高める
[個～ 学級～ 全体へ]

【いじめ問題への取組】

《いじめの予防・防止》

「一人ひとりが自他ともに大切にされる教育活動」

<p>【道徳、教科等指導の充実】</p> <p>【道徳の時間】</p> <ul style="list-style-type: none">・思いやりの心と生命を尊重する心を育てる <p>【各教科】（確かな学力の向上）</p> <ul style="list-style-type: none">・基礎的基本的な学習内容の習得 <p>【外国語活動】</p> <ul style="list-style-type: none">・積極的にコミュニケーション能力の素地を育てる <p>【総合的な学習の時間】（探究活動の重視）</p> <ul style="list-style-type: none">・自ら課題解決を図ろうとする態度を育てる <p>【特別活動】</p> <ul style="list-style-type: none">・自主的・実践的な態度を育て集団の一員としての自覚と態度を育む	<p>【学級経営の充実】</p> <p>【生徒指導】</p> <ul style="list-style-type: none">・子ども理解に努め一人ひとりに寄りそう教育活動 <p>【道徳教育】</p> <ul style="list-style-type: none">・思いやりの心を育てる道徳教育の充実・心の教育関連指導も含む 学期1回（6、12、2月） <p>【情報モラル教育】</p> <ul style="list-style-type: none">・道徳の時間に必ず指導する <p>【教科等指導】</p> <ul style="list-style-type: none">・確かな学力を身に付ける指導の充実	<p>【生徒指導等の充実】</p> <p>【児童理解】</p> <ul style="list-style-type: none">・一人ひとりの親身な児童理解に努める・複眼的な児童理解 <p>【よさを褒める】</p> <ul style="list-style-type: none">・子どもの様々な活動のよさを褒める・認める <p>【個人面談の実施】</p> <ul style="list-style-type: none">・学期に1回は必ず実施する <p>【生活指導会】</p> <ul style="list-style-type: none">・毎月1回実施して共通理解を図る <p>【規範意識の向上】</p> <ul style="list-style-type: none">・決まりを守った生活を送る
---	--	--

《いじめの理解》

- いじめの理解（児童・教職員・保護者等の感性）を深める教職員の研修の充実
- いじめの対応の在り方に関する共通理解・共通実践

《いじめの早期発見》

- 「いじめ対策ハンドブック」を活用し早期発見・早期解決に努める
- 日常的な児童の様子の観察と声かけ
- 児童へのアンケート（年5回）
- 個人面談（学期1回：全員対象の実施）
- 訴え（本人、保護者、友人等からの情報）
- 教職員からの情報（生活指導会、心のケア相談員等）
- 幼保中、交通指導員等地域からの情報

《いじめに対する措置》

- 情報収集、報告・連絡・事実確認（被害児童優先の対応：担任、その他の関係教職員）
- 「いじめ対策企画委員会」「いじめ予防・防止対策委員会」で対応等について共通理解
- 全職員と今後の対応・指導（早期解決、保護者への伝達、協力等）について共通理解・実践
- 当該児童はもとより全児童への指導
- 継続的な指導と再発防止策等の検討と実践 等

《重大事態発生時の対応》

- 児童の生命、心身、金品等に重大な被害が生じた場合、直ちに市教委に報告する
- 市教委の指導のもと「いじめ予防・防止対策委員会」を招集し、専門家の助言、援助を受けるとともにプライバシーに配慮しつつ、いじめ事案の調査をする
- 被害児童の保護のもと、重大事態に至る要因となつたいじめについて十分、聴き取る
- 被害児童には継続的なケアを行い、安心して登校できよう専門家の支援を仰ぐ
- 加害者等関係児童から事情を聴き取るとともに、保護者にもその旨を伝える
- 重大事態に至る要因等いじめについての調査結果と今後の対応等を市教委に報告する
- 調査結果等を「いじめ予防・防止対策委員会」において全職員に伝達し、今後の指導及び対応等について共通理解を図り、全校児童に対する指導の徹底も行う
- 被害児童の保護者の気持ちに可能な限り配慮し、重大事態に至る要因等について説明する
- 臨時保護者会を実施し、いじめについての調査報告と今後の対応等について説明する
- マスコミ等対応については教頭に一本化し、不用意に取材等にのらないようにする
- 関係機関や専門家の支援を受けながら、いじめ防止に向けて継続的に指導を行う

【年間計画】

4月	全教職員による「いじめ防止基本方針」の確認 PTA 総会における説明及び協力支援	毎月の「生活指導連絡会」の実施
5月	「いじめ予防・防止対策委員会」(1)	
6月	「伊木力っ子を見つめる教育週間」の実施 「なかよし集会」の実施	心の教育関連指導の実施 みんなの声アンケート 個人面談
7月		個人面談（保護者）
8月	2学期に向けての生活指導及び個別の対応	
9月	休業日明けの児童観察・	
10月	「いじめ予防・防止対策委員会」(2)	
11月		みんなの声アンケート 個人面談
12月	「人権集会」の実施	心の教育関連指導の実施
1月		
2月	「いじめ予防・防止対策委員会」(3) 「6年生を送る会」の実施	心の教育関連指導の実施 みんなの声アンケート 個人面談
3月		